



自動車リサイクル法 破碎業の新規・更新・事業範囲の変更 許可申請の手引き

平成27年4月1日作成

令和8年4月1日改正

1 はじめに

・この手引きは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下、「自動車リサイクル法」という)破碎業の許可申請用です。

■破碎業の許可区分

①「破碎前処理工程」(圧縮・せん断)

②「破碎工程」(破碎)

③「破碎前処理工程及び破碎工程」

※①②のいずれか一方の許可を取得している場合で、もう一方の許可を追加して③の事業を行う場合は、事前に事業範囲の変更許可を取得する必要があります。

・この手引きは、令和8年4月現在の法令に基づいたものです。法改正や環境省通知などにより、内容に変更が生ずる場合がありますので、申請手続きの前にはあらかじめご確認ください。

・新規・事業範囲の変更許可申請を行う方は、申請前に次の資料を必ず確認して下さい。

①「破碎業(前処理工程のみ)を行うにあたって」

(<https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/04hasai-maeshori-okonauniatatte.pdf>)

②「破碎業(破碎前処理及び破碎工程)を行うにあたって」

(<https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/04hasai-okonauniatatte.pdf>)

③「使用済自動車等の解体業又は破碎業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」

(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/293999_2.pdf)

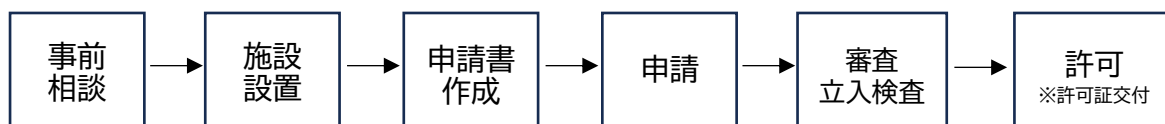
④「破碎業の用に供する施設の構造基準の概要」

(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/96433_2.pdf)

⑤「破碎業者に係る廃棄物処理基準について」

(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/96434_1.pdf)

<許可申請から許可証交付までの流れ>



- ・申請を行う前に、P.6に記載の「(5)申請にあたっての注意事項」を確認の上、申請願います。
- ・相談及び来庁での申請の際は、事前に窓口へ電話予約をお願いします(連絡先は P.9、10)。
- ・以下の項目に該当する場合は、破砕業を行うことができません。
破砕業の各種申請時には、以下の項目に該当しないことを誓約書で提出いただきます。

- 1 精神機能の障害により破砕業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産者で復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 この法律(自動車リサイクル法以下「法」という。)、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの(大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害物質等の輸出入等に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法)若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 法第66条(第72条において読み替えて準用する場合を含む。)、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 7 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

2 事前相談

- ・P.1記載の★①～⑤の書類を確認の上、事業の概要が分かる書類や図面等を持参して下さい。法律等で定める構造基準に満たない施設を設置した場合、工事のやり直し等が発生する場合がありますので、**施設設置前に相談して下さい。**

3 施設設置

※新規・事業範囲の変更申請時や新たに事業場・破碎施設を設置した場合のみ

- ・構造基準に適合している施設を設置して下さい。建築基準や火災防止の観点から他法令による制限が生じる場合があるため、施設設置前に事業所所在地を管轄する土木事務所や消防署等にも相談して下さい。
- ・農地転用の手続等他法令で施設設置について規則がある場合には、当該規則の手続が完了してから、施設を設置して下さい。



施設の設置許可が必要な破碎施設について

解体自動車の破碎に使用する施設の処理能力が**1日当たり5トンを超える**場合は、破碎業の許可(新規・事業範囲の変更)を申請する前に、都道府県知事から廃棄物処理法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破碎施設等)の設置許可を受ける必要があります。

4 申請書作成・申請

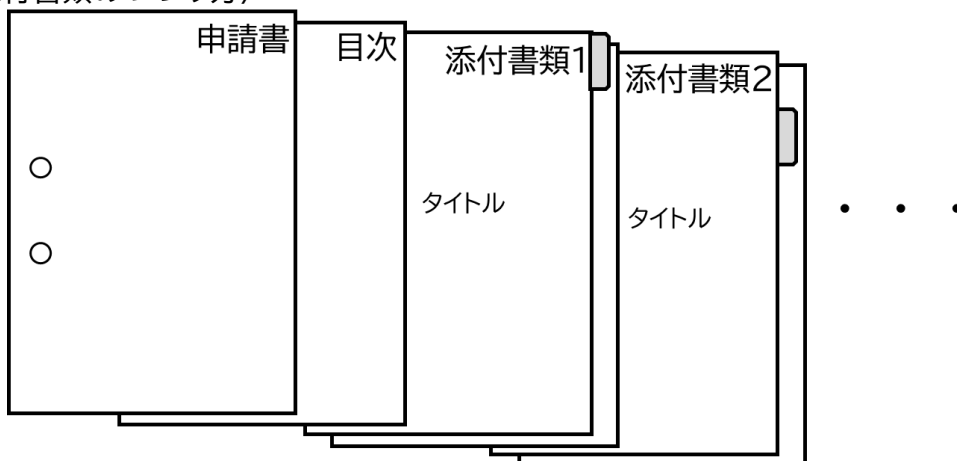
- ・下記(1)、(2)の書類一式2部及び(3)の申請手数料をご準備ください(提出用正本1部、申請者控え副本1部)。
- ・申請書様式や添付書類は、宮城県のウェブサイトからダウンロードできます。
(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/kaisai.html>)

(1)申請書類

- ・新規・更新の場合… 様式第八(第60条関係)
- ・事業範囲の変更の場合… 様式第十(第63条関係)

(2)添付書類(P.4、5 のとおり)

〈添付書類のつづり方〉



添付書類	
1 申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面(要領様式第1)	
2 (新規・更新)破碎業の用に供する施設の構造を明らかにする書類※1、2 (事業範囲の変更)変更に係る破碎業の用に供する施設の構造を明らかにする書類 【例】・破碎前処理施設(据付け型)、破碎施設:平面図、立面図、断面図、設計計算書等 ・破碎前処理施設(移動式・可動式)、運搬車両:写真、カタログ、仕様書等 ・油水分離槽:構造図、設計図面等	
3 当該施設の付近の見取図(施設周辺の地図)※1、2	
4 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合は使用権原を有すること)を証する書類※2 【例】・破碎前処理施設(据付け型)、破碎施設:土地の公図、土地や建物の登記事項証明書(所有権を有しない場合は賃貸借契約書の写し) ・破碎前処理施設(移動式・可動式)、運搬車輛:車検証の写し、売買契約書の写し等	
5 事業計画書(要領様式第16)※3	
6 収支見積書(要領様式第17)※3	
7 申請者に関する書類	
法人	(1)定款又は寄付行為の写し (2)履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本。)の原本※4 (3)申請書に記載した役員、使用人、株主(出資者)に関する以下の書類 ①住民票の写し(本籍※5の記載があるものに限る)の原本※4 株主(出資者)が法人の場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の原本※4 ②精神機能の障害の有無を判断するための以下のいずれかの書類※4、6 イ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の原本※7 ロ 精神機能に係る医師の診断書 ハ その他業務を行うことに支障のないことを示す書類
個人	(4)申請者及び申請書に記載した使用人に関する以下の書類 ①住民票の写し(本籍※4の記載があるものに限る)の原本※4 ②精神機能の障害の有無を判断するための以下のいずれかの書類※4、6 イ 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の原本※7 ロ 精神機能に係る医師の診断書 ハ その他業務を行うことに支障のないことを示す書類 (5)法定代理人に関する以下の書類(申請者が未成年である場合のみ) (4)に同じ
8 申請の内容に関して他の法令の規制がある場合には、当該規制に適合することを証する書類 【例】都市計画法に基づく開発許可を受けていることを証する書類	
9 その他知事が必要と認める書類及び図面 【例】・標準作業書 ・(先行許可証提出時※8のみ)申請者等の情報を記載する書面(要領様式第13)	

注釈は次のページ

注釈

- ※1 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条第1項又は第15条の2の6第1項に規定される許可を受けている場合は、2及び3の書類の添付は不要です。
- ※2 更新申請時、内容に変更がない場合に限り、2～4の書類の添付を省略することができます。
- ※3 事業範囲の変更申請の場合は、変更後の事業計画書及び収支見積書を添付して下さい。
- ※4 住民票の写しの原本、履歴事項全部証明書の原本、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書の原本及び精神機能に係る医師の診断書については、発行日から3ヶ月以内のものを添付して下さい。
- ※5 外国人にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等の記載があること。
- ※6 添付書類の内容によっては、追加書類を求める場合があります。
- ※7 登記されていないことの証明書(法務局発行)には、「成年被後見人又は被保佐人とする記録がない」旨の記載が必要です。詳しくは仙台北務局(電話 022-225-5611)又は最寄りの法務局にお問い合わせください。
- ※8 **新規・事業範囲の変更申請時のみ**、既に取得済みの解体業、破碎業、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可証(当該許可の日から5年を経過していないもの)の原本(本県以外の許可証も可。また、先行許可証の提出無く許可されたものに限る。)を提出することによって7のうち(3)～(5)の書類の添付を省略することができます。(許可証の原本は確認後、速やかに返却いたします。)
根拠:自動車リサイクル法施行規則第60条第2項

(3)申請手数料

- 新規申請 : 84,000円
- 更新申請 : 77,000円
- 事業範囲の変更 : 67,000円

【納付方法】

申請手数料は、セルフレジ又電子申請サービスで納付していただきます。

(参考)宮城県ホームページ「宮城県への手数料等の支払方法について」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaikei/cashless.html>

(4)申請の方法

以下の①、②のいずれかの方法で申請してください。

①オンライン決済を利用する場合の申請

- ・[宮城県 破碎業 許可・更新・事業範囲の変更申請フォーム\(外部サイトヘリンク\)](#)から申請し、手数料決済の後、下記のとおり申請書類一式(正本)を申請窓口へ郵送または持参^{注意}してください。
- ・申請書類は、A4 サイズのファイルにとじてご提出ください。
- ・申請日は発送日ではなく、到着日となります。そのため、申請書(様式第八、十)への日付は記載しないでください。
※誓約書等の添付書類については、書類を作成した日付を記載してください。
- ・副本の返送を希望される場合には、申請書(様式第八、十)の写し及び送付先を記入した、切手を貼付けた角 2 型封筒かレターパックを追加提出してください。(先行許可証を提出される際は、返送用として特定記録又は簡易書留分の切手を貼付けた角 2 型封筒かレターパックを提出してください。)

②宮城県手数料セルフレジを利用する場合の申請

- ・上記オンライン申請と同様の申請書類に加え、申請手数料分のセルフレジから発行される「レシート(提出用)」を申請窓口へ書留郵便で郵送又は持参^{注意}してください。

注意書類を持参する場合は予約制です

- ・申請窓口へ連絡し、必ず来庁日時を予約してから申請書一式(正副2部)と申請手数料を持参してください。
(手数料についてオンライン決済又はセルフレジでお支払い済みの方は、不要です)

(5)申請にあたっての注意事項

- ・更新申請は、有効期間満了日の**60日前**から受付可能です。申請書類に不備があった場合、提出当日に受理できないことがありますので、申請は許可有効期間中に余裕を持って行うようにして下さい。
- ・閉庁日は申請書を受け付けできません。閉庁日に郵送いただいた申請書は、翌営業日の受け取りとなります。有効期限日が閉庁日と重なる場合などは直前の開庁日までに届くよう余裕をもって発送してください。
- ・どの申請方法でも、申請手数料が不足している場合は受付できません。
- ・一度納付された申請手数料は、不許可や申請取下げの場合でも返還できません。

5 審査及び立入検査

- ・事業所に立入検査を実施し、申請書どおり施設が設置されていること等を確認します。
- ・審査の過程で、追加で必要な書類の提出を求める場合や、再度事業所等に立入検査を行う場合があります。
- ・審査には概ね2ヶ月程度を要しますので、予め御了承下さい。

【許可の基準について】

許可にあたっては、次のような基準で審査します。

■施設に関する基準に適合していること

宮城県では、使用済み自動車の再資源化等に関する法律(以下、自動車リサイクル法)で定める基準の他、「使用済み自動車等の解体業又は破碎業の用に供する施設の設置及び維持管理に関する指導要綱において、施設に関する基準を定めていますので、参照してください。

※指導要綱は以下のページに掲載しています。

(https://www.pref.miyagi.jp/documents/12098/293999_2.pdf)

■申請者の能力に関する基準に適合していること

- ① 標準作業書を常備し、従事者に周知していること。



標準作業書とは…

自動車リサイクル法施行規則第57条第2号イにおいて、事業所に常備し従業員に周知することを定められている書類です。

※標準作業書の作成例は、以下のページに掲載しています。

(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/kaisai.html>)

- ② 事業計画書又は収支見積書から判断し解体業を継続できないことが明らかでないこと。

6 許可(許可証交付)

- ・許可証は、申請書類を受理した窓口にて交付します。
- ・更新許可を受けた方は、旧許可証を有効期間満了後に窓口に戻納して下さい。旧許可証返納後に新許可証を交付します。
- ・事業範囲の変更許可を受けた方は、旧許可証を変更許可後に窓口に戻納して下さい。旧許可証返納後に新許可証を交付します。
- ・郵送で交付を受けたい方は、あらかじめ窓口を送付先を記入した、特定記録又は簡易書留分の切手を貼付けた角2型封筒かレターパックを提出してください。
- ・不許可となった方には、理由を記載した不許可通知書によりお知らせします。
申請手数料は返還しません。

7 許可後の手続(自動車リサイクルシステム関連)

- ・許可証を受け取った後、実際に破砕業を開始するためには、別途自動車リサイクルシステムに登録する必要があります(登録申請先は宮城県ではありません)。
- ・下記のウェブサイトを確認し、登録手続等を速やかに行ってください。
 - 新規許可を受けた方…当該システムに新規会員登録して下さい。
 - 事業範囲の変更許可を受けた方…当該システム等で適宜必要な手続を行ってください。

<参考:自動車リサイクルシステム関連ウェブサイト>

運営主体:公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
一般社団法人 自動車再資源化協力機構

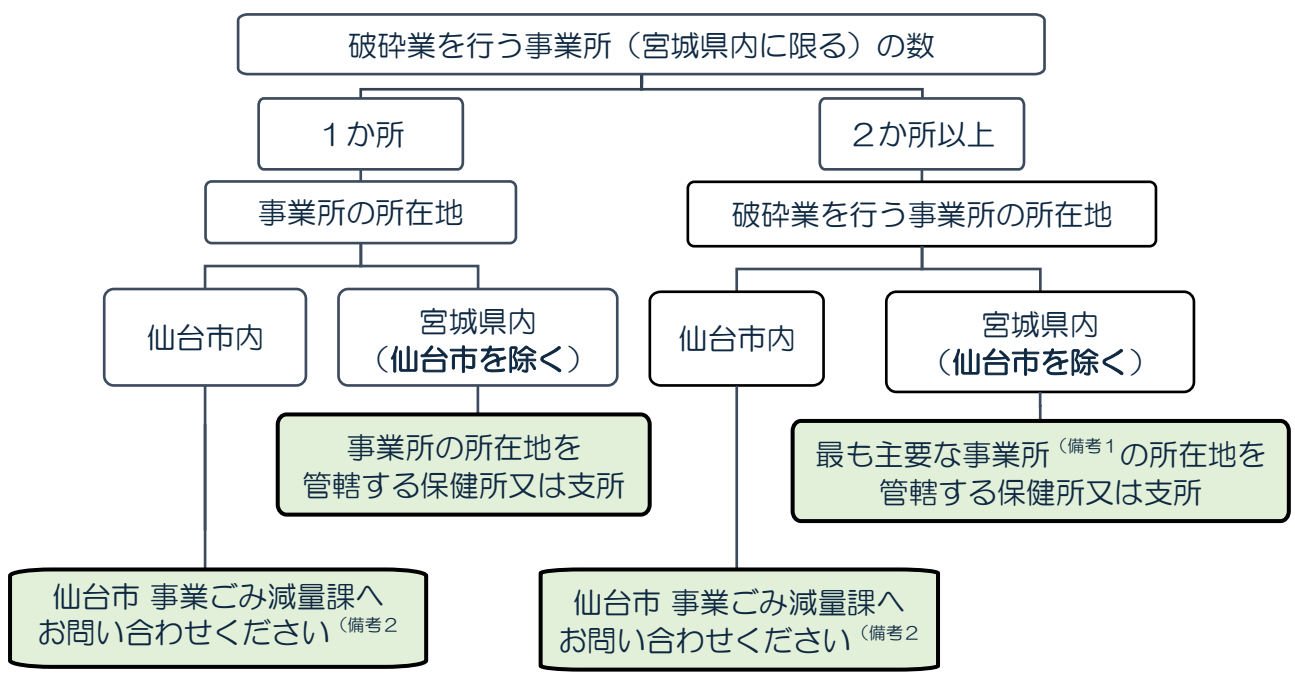
- トップページ(<http://www.jars.gr.jp/>)
- よくあるご質問 1-(2) 自動車リサイクルシステムへの登録
 - ・なぜ自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要なのですか？
(<http://www.jars.gr.jp/knowledge/faq/post/?id=070009782>)
 - ・自動車リサイクルシステムへの事業者登録はどのように行うのですか？
(<http://www.jars.gr.jp/knowledge/faq/post/?id=070021802>)
- 自動車リサイクル業務を新しく担当される方へ
(<http://www.jars.gr.jp/jgs/exjg0160.html>)

自動車リサイクルシステム

検索



8 相談・申請窓口について



備考1)最も主要な事業所については、本店のある事業所を優先し、各事業所の規模等を 考慮して 判断してください。

備考2)仙台市内に事業所を設置する事業者は、仙台市の許可が必要です。
例)仙台市内に1事業所、白石市に1事業所の場合:仙台市及び宮城県の許可が両方必要です。

9 宮城県自動車リサイクル法行政関係機関一覧

機関名	住所	電話番号	管轄地域
仙南保健所 環境廃棄物班	〒989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224- 53- 3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	〒985-0003 塩釜市北浜 4-8-15	022- 363- 5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	〒989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223- 22- 6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229- 87- 8002	大崎市、栗原市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225- 95- 1418	石巻市、登米市、東松島市、 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	〒988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226- 22- 5127	気仙沼市、南三陸町
宮城県環境生活部 廃棄物対策課 施設班	〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1	022- 211- 2648	なし(相談のみ受付)

【仙台市内に事業所がある方】

仙台市内に事業所がある方は、事業所の所在地を管轄する保健所及び支所ではなく、仙台市が申請窓口となりますのでご注意ください。

お問合せ先：仙台市環境局廃棄物事業部 事業ごみ減量課 電話番号 022-214-8356